

三重県廃棄物処理計画（中間報告）について

平成 22 年 9 月 3 日

三重県環境森林部

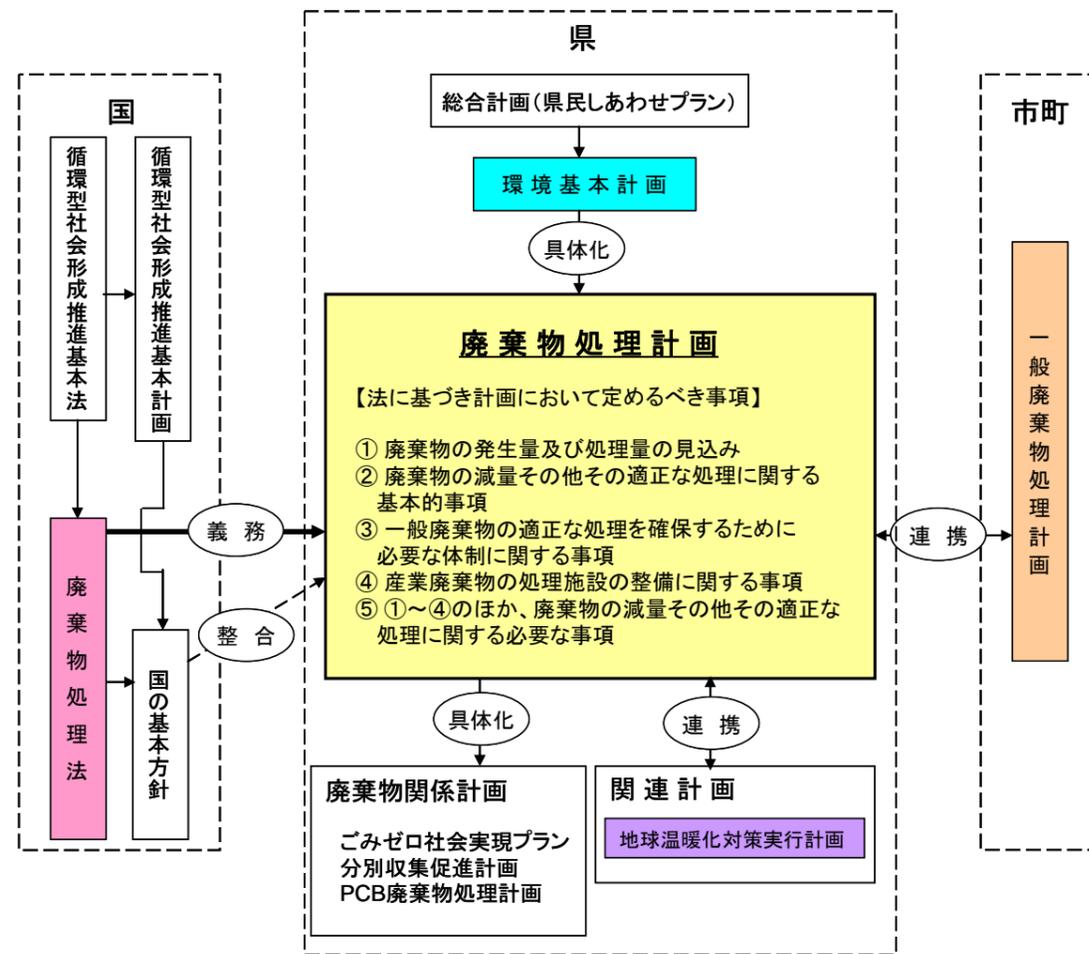
第1章 計画の基本的事項

○計画策定の趣旨

- ・平成12年度の廃棄物処理法の改正により、産業廃棄物に加え一般廃棄物を含めた総合的な廃棄物処理計画の策定が義務付けられ、平成22年度を目標年度として「三重県廃棄物処理計画」を策定しています。(現行計画：H16年度～H22年度)
- ・循環型社会形成の実現に向け、低炭素社会や自然共生社会づくりの取組とも連携しつつ、今回、廃棄物処理計画について、さらなる3R(発生抑制、再利用、再生利用)と適正処理を推進していくための計画を策定します。

○計画の期間

- ・概ね10年先を見据えつつ、平成23年度から平成27年度までの5年間に計画期間として設定します。(平成27年度を数値目標年度に設定)



廃棄物処理計画と関連する計画との関係図

第2章 現状と課題

【課題】

＜一般廃棄物＞

①発生・排出抑制の推進

- ・各主体のごみ減量化に向けた取組などにより、廃棄物の排出量は減少傾向にありますが、より一層の排出・発生抑制を進めることが必要です。

②循環的利用の推進

- ・資源化率については、平成14年度以降、急激に上昇していますが、最近ではほぼ横ばいとなっています。
- ・未利用資源の再生利用の取組など3Rをより推進するとともに、廃棄物処理法や各種リサイクル法の確かな運用をはかり、拡大生産者責任の考え方を取り入れた取組や制度の拡充が求められます。

③県民との協働とネットワークづくり

- ・ごみに関する意識と行動には隔たりがあり、使い捨て社会への疑問や経済活動への不安感が県民のごみ減量化の行動に必ずしもつながっていない状況が見受けられます。
- ・今後、ごみ減量化の取組を一層進めるためには、一人ひとりがより環境に配慮したものの考え方や生活様式に転換することや、県民やNPOなど様々な主体が循環型社会の構築をめざして連携・協働することが必要です。

④一般廃棄物の広域的な処理の推進

- ・県が事業主体であるRDF焼却・発電事業については、引き続き施設の安全・安定運転に努めるとともに、モデル事業期間後の平成29年度以降については、現在、RDF運営協議会において、事業を継続する際の様々な課題について検討し、早急にその方向をとりまとめる必要があります。また、RDF焼却・発電事業は、平成29年度以降一定の時期に終了することになりますが、今後の県の一般廃棄物処理に対する役割や関与の考え方を明らかにする必要があります。
- ・財団法人三重県環境保全事業団が行っている廃棄物処理センター溶融処理事業については、費用負担などの課題から平成23年度以降、民間事業者での処理に移行することから現事業期間内において円滑で適正な処理が行われるようにする必要があります。

⑤適正かつ効率的なごみ処理システムの構築

- ・市町においては引き続き環境保全を前提に、より効果的・効率的なごみ処理システムとなるようごみ処理システムの最適化に向けた取組が必要です。
- ・適正な一般廃棄物の処理体制を確保するため、ごみ処理施設の整備を進めることや下水道の整備等に伴い経営基盤に著しい影響を受ける事業者に対する市町の対応の促進も求められます。

⑥災害廃棄物等の適切な処理体制の構築

- ・今後、大規模な災害発生に備え、県、市町等においては、想定される被害を勘案しながら、災害廃棄物を適切かつ迅速に処理するための処理体制の検討や整備を進めていく必要があります。
- ・また、海岸漂着物処理推進法が平成21年に施行されており、海岸漂着物の円滑な処理及び発生抑制をはかる必要があります。

＜産業廃棄物＞

①産業廃棄物の3Rの推進

- ・平成20年度における産業廃棄物の排出量は景気の伸長などに伴い増加傾向にあることから、排出事業者責任の徹底など排出事業者の自主的な取組を求め、一層の3R推進への取組を進める必要があります。
- ・また、低炭素社会づくりの視点からも未利用資源や再生可能エネルギーの利用等を推進するため、バイオマスの利活用も含めた取組が求められています。

②産業廃棄物の適正処理の確保

- ・産業廃棄物の処理状況を的確に把握・確認することが可能な電子マニフェストの普及を促進する必要があります。
- ・廃棄物処理に対する不安感・不信感を解消するため、廃棄物処理法で情報公開が義務づけられていない処理業者が設置する廃棄物処理施設の維持管理状況や処理業者の処理実績等に係る情報公開を促進していく必要があります。
- ・北勢地域を中心とした県内産業活動の維持を図るための基盤施設として、また、災害時の廃棄物の受け皿として、財団法人三重県環境保全事業団による管理型最終処分場の整備完了に向けた取組を継続していく必要があります。
- ・排出事業者が安心して産業廃棄物の処理を委託できるようにするためには、優良な処理業者の育成が重要となることから、県内の廃棄物処理業者の優良化及びその活用が進むよう施策を展開していく必要があります。

③産業廃棄物処理に関する監視強化と不適正処理に対する是正の推進

- ・不法投棄等不適正処理事案については、未然防止とともに早期発見・早期対応が重要であり、監視・指導体制の強化をはかるとともに、排出事業者に対しては適正処理推進のため事業者のコンプライアンスが徹底されるよう働きかけていくことが必要です。
- ・不法投棄等不適正処理事案のうち、生活環境保全上の支障やそのおそれがあるものについては、周辺地域住民の安全・安心を確保するための取組を引き続き行っていく必要があります。

【基本理念】(抜粋)

大量生産、大量消費型の社会経済活動により大量の廃棄物が発生したことに伴い、不法投棄等の不適正処理が頻発するなど、廃棄物を取り巻く諸課題への対応が求められています。また、同時に自然破壊や地球温暖化などの地球規模の環境問題が提起され、持続可能な循環型社会の構築に向け一層の取組が必要とされています。

このため、県内で発生する廃棄物の処理等に関する今後の対応方向として、「もったいない」という、ものを大切に長く使おうとするなど、環境文化の醸成に努めながら、県民、事業者、行政の緊密な連携のもと、これらの課題や対応について共通の認識を深め、発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再生利用(Recycle)の3Rをさらに推進するとともに、どうしても循環的利用ができない廃棄物については適正処理を進めます。

また、今後の再生利用については、地域で循環可能な資源はできるだけ地域で循環させ、それが困難な場合には循環の環を広げていくといった考え方も取り入れる必要があります。

こうした考え方により、廃棄物の減量化や再生利用を推進することによって、温室効果ガスの排出を抑制し、省資源・省エネルギー化を進め低炭素社会の形成に繋げていくこと、また、廃棄物処理に伴う環境への負荷を低減して自然共生社会の形成にも繋げていくことで、循環型社会の定着が実感できるよう取組を進めます。



【取組方向 I】

I ごみゼロ社会の実現

(1) 発生・排出抑制の推進

ごみゼロ社会の実現のために最も大切なことは、何より「ごみを出さない」ことです。そのためには、ごみの発生・排出抑制について、ごみ減量化に向けて有効な手段であるごみ処理の有料化等経済的手法の導入・検討、家電製品・家具・衣類等の再使用の推進や拡大生産者責任の徹底のもと環境に配慮した事業活動の浸透など家庭系ごみ・事業系ごみの減量、再使用の推進に向けた取組を展開します。

(2) 循環的利用(リサイクル)の推進

やむを得ず排出された「ごみ」については、できる限り再生利用することが大切です。その際には、単に再生利用すればよいということではなく、地域の特性や廃棄物の性質に応じて、コスト面及び環境面からより効果的・効率的なリサイクルとなるよう配慮することとします。

容器包装リサイクル法に基づく容器包装廃棄物の分別収集の実施や生ごみの堆肥化など再生可能な廃棄物系バイオマスの再資源化、住民・事業者・行政の連携による資源物回収システムの構築・促進に向けた取組を展開します。

環境保全の重要性を踏まえつつ、各種リサイクル法の適確な運用に努めるとともに、より一層の拡大生産者責任を徹底するための制度見直しが進展するよう国などに働きかけを行います。

(3) 県民との協働とネットワークづくり

ごみゼロ社会の実現に向けて、ごみに関わりのあるあらゆる個人・組織がごみをなくそうとする熱意、創意工夫のもと、住民・NPO等団体・事業者・行政など多様な主体が連携・協働して積極的にごみ減量化の取組を進めることが大切です。

「もったいない」の考え方に即したライフスタイルの定着や環境に配慮した事業活動への転換に向けた取組など行うとともに、多様な主体が連携・協働してごみ減量を進めるための基盤となるネットワークづくりに向けた取組を行います。

また、一人ひとりがごみ問題の当事者であるという意識をもち、より環境に配慮した行動へ転換することが必要であるため、ごみ問題を自らの問題と捉え自発的に、また、地域の課題を解決しようと主体的に行動する人づくりを進めます。

(4) 一般廃棄物の広域的な処理の推進

今後の一般廃棄物の処理については、市町が地域の事情を踏まえ、各々の意志決定に基づいて方向性を決めていくという自治事務の基本により、将来的な地域主権改革の動向も見ながら県としても必要な協力、調整などを行っていきます。

また、今後の一般廃棄物の処理においては、市町が相補い合いながら効果的・効率的なごみ処理を行うための広域処理は必要と考えられ、広域合併後の大規模市あるいは市町を超えた一定の地域規模による事務組合(広域連合)単位での処理が一般的に望ましいと考えられます。

なお、一般廃棄物の施設整備に対しては国の循環型社会形成推進交付金や地方交付税措置がなされており、今後、補助金の一括交付金化が検討されているなか、市町において最適な処理方式を検討するにあたり、県は必要に応じて広域的な立場からの技術的支援や調整、あるいは国への制度要望等を行っていくなどの役割を果たしていく必要があると考えています。

今後、RDF焼却発電事業及び廃棄物処理センター溶融処理事業終了以降については、より効果的で効率的なごみ処理体制が確保されるよう地域の事情や特性に応じたごみ処理のあり方などについて、市町等と協議・検討を進めていきます。

(5) 適正かつ効率的なごみ処理システムの構築

市町のごみ処理については、循環型社会構築のための施策を進めるとともに、引き続き環境保全を前提として、より効果的・効率的なシステムを構築することが求められることから、市町のごみ処理が環境負荷面、コスト面など総合的な視点からも効果的・効率的に行われるようごみ処理システムの最適化に向けた取組を展開します。

また、市町の廃棄物処理施設については、適正なごみ処理体制を確保するための施設整備が進められるとともに、市町において国の財政支援制度(循環型社会形成推進交付金)が十分活用され、廃棄物処理施設の延命化や熱回収などエネルギー活用に向けた取組などが促進されるよう必要な助言等を行います。

下水道の整備等に伴い、経営基盤に著しい影響を受ける一般廃棄物処理業の業務転換と廃棄物処理の適正な処理の確保をはかるために制定された「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理事業等の合理化に関する特別措置法」に基づく市町の取組を促進します。

(6) 災害廃棄物等の適正な処理体制の構築

東海・東南海・南海地震などの大規模災害をはじめとして、今後発生が懸念される災害に備え、市町が策定した災害廃棄物処理計画の実効性を担保するための取組を進めます。

また、災害時の廃棄物処理について、市町や廃棄物関係団体等とより一層の協力関係の強化をはかり、災害に対して適応力のある協力体制を構築します。

海岸管理者、市町、民間団体等間の連携をはかり、海岸漂着物の円滑な処理をはかります。

【取組方向Ⅱ～Ⅳ】

Ⅱ 産業廃棄物の3Rの推進

(1) 産業廃棄物の排出抑制等に向けた計画の策定と実践

産業廃棄物の3Rを推進するため、産業廃棄物の発生量が年間500トン以上の排出事業者を対象として、廃棄物リサイクルガバナンス(WRG)に関する自主的な取組を促進し、産業廃棄物の処理に係る管理体制や排出抑制等に関する適正管理計画の策定とその計画の着実な実施に向けた取組を進めます。

また、産業廃棄物税を活用して発生抑制等に向けた支援や産業廃棄物の適正管理等に関する普及啓発を引き続き行っていきます。

(2) 産業廃棄物のリサイクルの向上と最終処分量低減の促進

産業廃棄物の再生利用率の向上のため、排出事業者への適正管理計画の策定指導等による取組や、処理業者に対して資源循環型処理施設の設置を促進するとともに、併せて最終処分量の低減をはかるための取組を進めます。

また、低炭素社会等の形成にも繋がる、バイオマスなど未利用資源や再生可能エネルギーの利用等も含め、排出事業者や処理業者等が行う3Rへの支援を総合的に進めます。

Ⅲ 産業廃棄物の適正処理の確保

(1) 適正処理の確保

将来にわたって適正処理を推進していくため、産業廃棄物の処理状況を即時に把握・確認でき、マニフェストの偽造を防止できる電子マニフェストの更なる普及を促進するとともに、産業廃棄物由来の再生資源が安全に利用されるよう取組を進めます。

また、処理業者における信頼性を確保していく必要があることから、適正な処理施設の確保をはかるとともに、県民への産業廃棄物の処理に関する情報公開を推進します。

処理困難廃棄物であるPCB廃棄物等については、適正保管及び適正処理について指導を行うとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特別措置法)に定める処理期限までの処分完了に向けた取組を進めます。

(2) 優良な廃棄物処理業者の育成

産業廃棄物の適正処理を確保するために、平成22年5月の廃棄物処理法改正により導入される「優良な産業廃棄物処理業者に係る許可期間の特例制度」の優良基準の確認項目である遵法性・情報公開性・環境保全などの視点のほか、再資源化への取組や地域との融和性など、総合的な観点から産業廃棄物処理業者を評価する独自の基準づくりを進め、処理業者の優良化を進めます。

また、排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選択することを促進するため、一定のインセンティブを付与する仕組みづくりに取り組めます。

(3) 公共関与による産業廃棄物管理型処分場の整備

産業廃棄物の適正かつ円滑な処分を確保するため、産業活動が集積し、最終処分を必要とする産業廃棄物が多く発生する北勢地域において、事業団の最終処分場の整備を支援します。

新しく整備する最終処分場は、東海地震等の大規模災害に伴い発生した災害廃棄物の受け皿としての機能を有し、既存処分場の埋立終了時期と見込まれる平成24年度内の一部供用開始に向けて、財政的支援を行います。

Ⅳ 産業廃棄物処理に関する監視強化と不適正処理に対する是正の推進

(1) 産業廃棄物処理に関する監視強化

産業廃棄物の排出事業者や処理業者等に対して厳正な監視指導を行い、不適正な処理の未然防止を徹底します。

また、不適正な処理事案に対しては早期発見が必要であることから、監視カメラや航空写真等の活用も含めた方策によって、監視指導を強化していきます。

さらに、指導に従わない行為者に対しては、廃棄物処理法に基づき厳しく行政処分を行うとともに、告発を行うなど厳正に対処します。

(2) 産業廃棄物処理に関する連携の強化

不適正な処理事案の早期発見や早期是正のため、県民、事業者等からの不法投棄に関する情報提供体制を整備・拡充して監視体制の連携を強化します。

また、産業廃棄物監視・指導支援システムを活用し、関係市町との連携した監視指導を行うとともに、隣接府県とも情報共有し一層の連携を進めます。

(3) 特定の不適正処理事案に対する是正の推進

不法投棄等不適正処理事案のうち、生活環境保全上の支障やそのおそれがあるものについては、措置命令を発出し支障の除去等を命じて、適切に是正措置が講じられるよう原因者に対して履行指導や監視を行うとともに、原因者による措置が困難な場合等には支障の程度等を踏まえうえで行政代執行による是正を進め、既に支障除去等事業を実施しているものも含め、関係者との連携のもと早期の事業完了を目指して事業推進を行います。

また、不適正処理事案による周辺への影響を把握するため、継続的な周辺環境等調査を実施するとともに、長期的なリスク管理が必要な事案については、リスク評価等により支障の程度を詳細に把握し、地域住民へ公表していきます。

第4章 計画の目標

4つの施策の取組方向において、各々に数値目標を設定し、数値目標の達成に向け、施策ごとに補助指標を設定します。

I ごみゼロ社会の実現

[数値目標1]

項目	H20(実績)	H27(予測)	H27(目標)
1人1日当たりのごみ排出量(g/人・日)	1,043	959	930
(参考) 一般廃棄物の排出量(t)	711,466	638,472	619,165

[数値目標2]

項目	H20(実績)	H27(予測)	H27(目標)
資源化率(%)	31.0	33.5	42.0
(参考) 資源化量(t)	220,232	213,904	257,195

[数値目標3]

項目	H20(実績)	H27(予測)	H27(目標)
一般廃棄物の最終処分量(t)	69,664	65,000	55,000

II 産業廃棄物の3Rの推進

[数値目標1]

項目	H20(実績)	H27(予測)	H27(目標)
産業廃棄物の排出量(千t)	7,014	6,875	6,600

[数値目標2]

項目	H20(実績)	H27(予測)	H27(目標)
産業廃棄物の再生利用率(%)	38.1	40.1	42.0

[数値目標3]

項目	H20(実績)	H27(予測)	H27(目標)
産業廃棄物の最終処分量(千t)	381	169	144

III 産業廃棄物の適正処理の確保

[数値目標]

項目	H20(実績)	H27(目標)
電子マニフェストの普及率(%)	25.0	40.0

IV 産業廃棄物処理に関する監視強化と不適正処理に対する是正の推進

[数値目標1]

項目	H21(実績)	H27(目標)
産業廃棄物の不法投棄発生件数(件)	23	20
(うち10t以上の発生件数)	(5)	(0)

[数値目標2]

項目	H21(実績)	H27(目標)
不法投棄における行為者特定事案の是正率(%)	90.3	100

(注1) H21実績は過去5年間(H17~H21)の実績値です。
(注2) 是正事案数には、撤去を開始した事案も含む。

第5章 循環型社会に向けた施策の内容

I ごみゼロ社会の実現

5-1-1 発生・排出抑制の推進

- 家庭系ごみの総合的な減量化の推進
- 事業系ごみの総合的な減量化の推進
- 再使用の推進
- 拡大生産者責任の徹底

5-1-2 循環的利用(リサイクル)の推進

- 容器包装ごみなどの減量・再資源化、廃家電のリサイクルの推進
- 生ごみ(食品残渣含む)の再資源化、廃棄物系バイオマスのリサイクルの推進
- 地域密着型資源回収システム構築の推進
- 低炭素社会づくりにも貢献する廃棄物由来のエネルギー活用の推進
- リサイクル産業の育成をはかるためのリサイクル認定製品の安全性の確保
- グリーン購入の推進

5-1-3 県民との協働とネットワークづくり

- 県民へのごみ減量化取組の普及啓発
- ごみ行政への県民参画と協働の推進
- ごみ減量に向けてのひとりごと・ネットワークの拡大

5-1-4 一般廃棄物の広域的な処理の推進

- 一般廃棄物の広域的なごみ処理のあり方の検討
- RDF焼却発電事業
- 溶融処理事業

5-1-5 適正かつ効率的なごみ処理システムの構築

- 適正かつ効率的なごみ処理システム構築の推進

5-1-6 災害廃棄物等の適正な処理体制の構築

- 災害廃棄物等の処理体制の構築

〈補助指標〉

項目	実績	H27(目標)
ごみ排出量削減率(家庭系)(%) <small>(注)</small>	7.4(H20)	20.0
資源としての再利用率(%)	14.4(H20)	22.0
ごみ減量に取り組んでいる団体数(団体)	59(H21)	100
ごみ処理カルテ導入市町数(市町)	4(H21)	29

(注)数値は基準年であるH14年度ごみ排出量実績比

〈補助指標〉

項目	実績	H27(目標)
適正管理計画の策定率(%)	89.0(H20)	96.6
最終処分率(%)	5.4(H20)	2.2

〈補助指標〉

項目	実績	H27(目標)
管理型最終処分場の残余年数(年)	4.0(H21)	9.4
高濃度PCB廃棄物の適正処分率(%)	5.3(H21)	100
優良処理業者の認定件数(件)	-	50
公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の整備	H25年度での整備完了	

〈補助指標〉

項目	実績	H27(目標)
監視・指導件数(件)	3,656(H21)	3,600
不法投棄の防止に繋がる協定締結等の件数(件)	12(H21)	18
特定の不適正処理事案における是正率(%)	40.0(H21) [2件/5件]	100 [5件/5件]

(注1) 原因者が自ら是正措置を講じる場合には、県が事業の完了を確認した時点で計上する。
(注2) 行政代執行により是正措置を講じる場合には、恒久対策の着手をもって是正件数に計上し、緊急対策の場合は件数に含めない。

II 産業廃棄物の3Rの推進

5-2-1 産業廃棄物の発生抑制等に向けた計画の策定と実践

- 適正管理計画策定と自主情報公開の促進
- 適正管理等に関する普及啓発
- 発生抑制等に向けた支援の実施

5-2-2 産業廃棄物のリサイクルの向上と最終処分量低減の促進

- 再生利用率の向上
- バイオマス系の産業廃棄物のリサイクル
- 産業廃棄物処理業者における3Rと熱回収の促進
- 資源循環ビジネスの育成・活性化
- リサイクル認定製品の安全性の確保(再掲)
- 適正管理等に関する普及啓発(再掲)

III 産業廃棄物の適正処理の確保

5-3-1 適正処理の確保

- 産業廃棄物の適正処理の推進
- 産業廃棄物処理業者に関する情報の提供
- 埋立処分場の安全確保
- 産業廃棄物税を活用した周辺環境の整備
- PCB廃棄物等の適正処理
- 適正管理計画策定と自主情報公開の促進(再掲)

5-3-2 優良な廃棄物処理業者の育成

- 優良な廃棄物処理業者の認定制度の創設

5-3-3 公共関与による産業廃棄物管理型処分場の整備

- 公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の整備
- 公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の運営

IV 産業廃棄物処理に関する監視強化と不適正処理に対する是正の推進

5-4-1 産業廃棄物処理に関する監視強化

- 排出事業者や処理業者に対する監視・指導の推進
- 排出事業者や処理業者におけるコンプライアンスの徹底と適正処理の推進

5-4-2 産業廃棄物処理に関する連携の強化

- 多様な主体による監視体制の構築
- 隣接府県との連携強化

5-4-3 特定の不適正処理事案に対する是正の推進

- 不適正処理事案に対する是正の推進

第6章 計画推進の進捗管理

「みえ政策評価システム」のなかで進捗管理を行い、毎年度結果を公表していきます。